

令和5年度
千葉地方最低賃金審議会
第1回特別小委員会
議事録

令和5年8月3日
13:20 ~ 14:10
千葉県労働局1会会議室

令和5年度
千葉地方最低賃金審議会
第1回特別小委員会

1 日時 令和5年8月3日(木)13:20 ~ 14:10

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、大竹委員、小野委員

労働者側委員

岡田委員、中島委員、野田委員

使用者側委員

池田委員、黒岩委員、高橋委員

4 議題

(1) 委員長並びに同代理の選出

(2) 意見陳述

(3) 特定最低賃金の決定及び改正の必要性について

(4) その他

5 配付資料

資料 1 特定最低賃金の件名について(案)

資料 2 千葉県における特定最低賃金の決定・改正決定の申出一覧表
及び申出書(写)

資料 3 特定最低賃金の審議結果について(全国)(令和4年4月1日~
令和5年3月31日)

資料 4 特定最低賃金の年内発効の状況(全国)(平成22~令和4年度)

資料 5 千葉県における最低賃金の推移

6 議事内容

(賃金室長補佐)

定刻になりましたので、ただ今から令和5年度第1回特別小委員会を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本日は、今年度、第1回目の特別小委員会でございますので、委員長及び委員長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。まず、本日の特別小委員会の成立について報告いたします。本日は、公労使すべての委員にご出席いただいておりますので、本日の特別小委員会は有効に成立しております。

それでは、早速、委員長及び委員長代理を選出させていただきます。なお、委員長、委員長代理は特別小委員会運営規程第4条により、公益委員の中から選出いただくこととなります。先に行われました公益委員による協議の結果、委員長に大澤委員、委員長代理に大竹委員ということで、お話がございました。

いかがでしょうか、お諮りいたします。

《異議なし。旨の声》

(賃金室長補佐)

ありがとうございました。

ただ今、委員長に大澤委員、委員長代理に大竹委員が選出されました。

それでは、大澤委員長より就任のご挨拶をいただき、以後の議事運営を大澤委員長にお願いしたいと存じます。大澤委員長、よろしくお願いいいたします。

(委員長)

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金とは少々位置付けが異なっております。特定の産業について労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、労使の申し出により設定するものであります。この小委員会では、特定最低賃金の改正の必要性の有無などについて、意見調整を行うこととなりますが、全会一致が原則でございます。本日は、意見陳述も行われますので、陳述内容も参考にされ、十分に意見を出し合ってください、最終的に全会一致でまとめられたいと思っております。ご協力のほど、よろしくお願いいいたします。

それでは、議事に入らせて頂きます。本委員会は、運営規程第8条 会議は、委員の自由な発言を保障するため、非公開とする。としていることから、非公開といたします。

なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し公開することといたしますので、よろしくお願いいいたします。

始めに、事務局から特定最低賃金の件名について説明があるとのことですのでお願いいいたします。

(賃金指導官)

お配りしております資料 1 をご覧頂きたいと思います。

特定最低賃金の件名の呼び方についてご説明いたします。

平成 19 年 11 月に日本標準産業分類の改定が行われたことに伴い、千葉県特定最低賃金 7 業種のうち 3 業種の件名が変更されました。変更後の 3 業種の名称は、表左側の正式名称のとおりでございます。3 業種とも変更前より複雑且つ長い名称となっておりますことから、昨年度までと同様に表右側の使用する呼称の件名を使用することにつきましてご提案させて頂きたいと思います。

なお、諮問文・答申文・公示文には簡略せず、正式な件名を記載することいたします。ご協議をお願いいたします。

(委員長)

それでは、特定最低賃金の件名は、資料 1 のとおり呼称を使用することとしてよろしいでしょうか。

《異議なし。旨の声》

(委員長)

ご了承をいただきましたので、今後の審議では呼称を使用することとします。

次に、千葉労働局長に対して提出された最低賃金改正の申出書について、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

特定最低賃金改正申出書についてご説明いたします。

最低賃金法第 15 条第 1 項により、労働者又は使用者の全部または一部を代表する者は、労働局長に対し、特定最低賃金の新設、改正若しくは廃止の決定をすよう申し出ることができることとされており、同法第 15 条第 2 項の規定により、労働局長が必要があると認めるときは、その申し出について最低賃金審議会に意見を求めるものとされております。去る 7 月 6 日の第 432 回本審議会において報告しましたとおり、1 件の決定、新設と現在設定されている 7 件の特定最低賃金について、それぞれの労働者の一部を代表する者から改正を求める申出書が提出され、受理したところでございます。それぞれの申出書の内容を取りまとめた一覧表を資料 2 として、お配りしてございますので、ご覧いただきたいと思います。申出書の内容を審査した結果ですが、記載事項及び添付書類につきまして、いずれも最低賃金法施行規則第 10 条の要件を満たしており、問題はございませんでした。

なお、今回、1件の決定、新設は百貨店、総合スーパーの申出ケースは公正競争で、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね2分の1以上の合意によりなされております。

一方、改正7件の申出ケースは、労働協約に係る申出は鉄鋼業、電気機械器具製造業、各種商品小売業の3件で、公正競争に係る申出は調味料製造業、一般機械器具製造業、精密機械器具製造業関係、自動車新車小売業の4件となっております。4件いずれも、従来同様、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の合意によりなされており、申出者及び申出要件につきまして、中央最低賃金審議会から答申されました運用方針に照らし問題はございません。

事務局からの説明は、以上でございます。

(委員長)

まず、念のため確認いただきたいと思いますが、本日の特別小委員会の審議は特別小委員会運営規程第2条に定めるところにより、審議会における円滑な意思決定を図るため、労使の意見調整を予備的に行うものでございますので、よろしく願いいたします。

(委員長)

それでは、議題(1)の意見陳述に入ります。

最初に、事務局から意見陳述について説明をお願いします。

(賃金指導官)

意見陳述を実施することにつきましては、8月1日の第433回本審議会においてご了解をいただきました。

本日は、5業種について3名の方が意見陳述されます。

意見陳述が行われる業種は、電気機械器具製造業、一般機械器具製造業、精密機械器具製造業、各種商品小売業の4つとなります。

以上でございます。

(労働者側委員)

よろしいですか。先日の審議会の中で、意見陳述に関しまして4業種ということでお伝えしましたが、百貨店、総合スーパーについても意見陳述をしたいと申し出がありましたので大変恐縮ですが、一業種追加ということでご対応いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員長)

労働者側から百貨店、総合スーパーの陳述も対応頂きたいということですが、よろしいでしょうか。

《公益委員、使用者側委員「はい。」旨の声》

(委員長)

それでは、百貨店、総合スーパーの意見陳述も行って頂くこととします。

事務局から配付されている資料の順に意見陳述をお願いします。

まずは、電気機械器具製造業からお願いします。

お手元に配付されている資料をご確認いただきながらお話を聞いていただければと思います。

(電機連合千葉地方協議会)

私の方からは、2023年の電機の特定最賃の必要性に審議における意見陳述についてご説明をさせていただきたいと思います。

表紙については、千葉県内の電機中小零細の賃金水準の実態と推移についてということで共有させていただきたいと思います。こちらは毎年厚生労働省が集計、公表されている賃金構造基本統計調査でございます。千葉県内の電機中小、零細の賃金水準が以下のとおりという形で下の方を見ていただきますとエクセル表があるかと思えます。上段の方が男性、下段の方が女性という区分にさせていただいております。その中で最も低位な賃金、時間額が女性21.9歳の時間額1,203円というような状況です。男性の19歳を見ていただきますと966円という実態もあるのですが、こちらは電機の特定最賃が981円ですので、こちらの方は対象外とさせていただいております。この女性の低位な1,203円というところを、電機の特定最賃昨年は1,013円というところを勘案しますと、プラス190円も実態の支給額の方が上回っているというような実態になっております。

また、同じく男性のところで見ますと、23.1歳の時間額というのが1,631円で電機の特定最賃を618円も上回っているという支給の実態になっているところになります。

社会のデジタル化、脱炭素化というところで期待が高まっており、第4次産業革命、IT、ビッグデータ、ロボット、人工知能というところで急速な発展を遂げているというところで、電機産業が持つ高い品質のものづくりであったり、技術力というのが、今後もすごく期待されているというような状況にある産業なのかなというふうに考えております。

そして、この結果が千葉県の経済であったり社会への貢献、新たな雇用の創出

に寄与されるというところに期待をしております、その上で、千葉県内における電機産業の継続的な発展という人材を確保するというところで、特定最低賃金というのは非常に重要になっているというふうに考えております。

中段の令和4年の賃金構造基本統計調査では、最も低いのは1,203円、これは100名から999名という規模でございますけれども、それと比較した場合の電機の産別で締結をしている最低賃金、電機の特定最低賃金、地域別最低賃金という比較になっておりますが、いずれも実態の方が上回っているという状況です。

裏面をご確認いただきまして、こちらの方は、電機だけではないのですが、各産別同じ状況ですけれども、連合中心に春闘で賃金水準の引き上げというところを行っておりますけれども、電機連合としては、電機産業の魅力を高める意味という目的も踏まえまして、産業別の最低賃金の引き上げというのを毎年実施しているというような状況です。このエクセル表は過去2013年から2023年までのものになっておりますけれども、2023年はまだ結審はされておきませんので、目安をそのままはめ込んだだけですので、参考値という形でご覧いただければと思います。このように電機連合としても、産業別の最低賃金の引き上げというのを年々行っているというようなところでございます。産業別の最低賃金を引き上げることによって企業内の最低賃金の協定化を進めておりますので、各組織の企業内のセーフティーネットをひいては、本日ご審議をいただく電機産業の特定最低賃金の改正の根拠となり得るものというふうに考えております。

そして、3つ目の、特定最低賃金は電機産業で働く労働者の賃上げの底上げを行いしつつ、事業の公正競争確保というのを通じて、サプライチェーン全体の健全化、持続的な成長を促すという役目も担っているというふうに考えております。

最後の結びではありますけれども、下段の方に記載しております特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金と異なり、業種であったり、年齢というものを特定した機能的労働者の最低賃金でありますので、前段表のページでご説明させていただきました、千葉県の電機中小零細の賃金の実態支給の実態であったり、後半部分裏面の方でご説明させていただきました、電機産業の魅力を高める、産業別最低賃金の引上げの取組等を踏まえまして慎重なご審議をいただけますようお願いをしたいと思います。簡単ではありますけれども、私の方からの説明は以上とさせていただきます。どうぞ、ご審議の方、よろしく願いいたします。

(委員長)

それでは、ただ今説明いただいた内容について、お尋ねしたいことがある方は発言をお願いします。

《ありません。旨の声》

(委員長)

それでは、電気機械器具製造業の陳述は以上となります。ありがとうございました。

続きまして、一般機械器具製造業の陳述です。

(JAM 東京千葉)

意見陳述の機会をいただきましてありがとうございます。

一般機械器具製造業の必要性審議における意見を申し上げます。

一般機械器具製造業は様々な分野の機械器具製造業が含まれております。製品を作るための機械を製造したり、その部品を製造したりするなど、ものづくり、製造業を支える基盤的産業、業種です。日本のものづくりの土台である一般機械器具製造業で働く労働者の最低賃金が、最低額がどんな仕事、どんな産業に働く労働者とも同じ最低額、つまり地域別最低賃金と同額で構わない、ということによって、産業内の公正競争確保や魅力ある産業に向けての将来性に対する危機感を持つことは不思議ではないと考えます。地域別最低賃金よりも少しでも高い最低規制を設けることを前提に、労働者にとっては仕事、業種に見合った賃金、経営者にとっては賃金コストの企業間隔差是正、ダンピング競争防止に向けて金額改正の議論をすべきではないかと、おおよそ3割以上の労働者が申し出ているということをぜひご尊重いただきたいと思います。

1点目、JAMでは毎年景況調査を行っております。コロナ禍からの回復基調にありますが、労働力不足の問題が顕著化しており、今後も続くことが推測されます。製造業においても、雇用の逼迫は続いており、中長期的な事業と産業の維持発展に向けて産業間の賃金隔差の是正、魅力ある産業の維持と人材不足の解消が必要です。労働者にとって最も関心が高いのは、賃金の安定と水準の高さです。中小企業の経営状況の厳しさは別途支援策を講じることが適当だと考えます。これによる申出である賃金面に関する課題は、産業別最低賃金として必要性をご理解いただきたいと思います。

2点目、特定最賃の申出労組の2023年賃上げ額は単純平均で10,847円、3.56%と高水準になっております。

3点目、特定最賃の申出労組の最低賃金額は、千葉県最低賃金984円を46円以上上回る水準となっているという実態です。

4点目、先日労働局からお配りいただいた資料によりますと、一般機械器具製造業関係労働者の時間当たり平均は1,728円となっていて、申出労組の最賃額

を分布を表にまとめております。18歳から19歳では時間当たり1,000円の人が3人、1,015円の人が4人、1,026円の人が2人、1,040円から1,049円が6人、1,100円以上で17人で時間平均が1,090円となっております。

5点目、賃金構造基本統計調査を見まして汎用機械器具製造業の賃金水準は最も低い時間額は100人から999人、20歳から24歳の男性で1,090円、生産用機械器具製造業では100人から999人の20歳から24歳の女性で1,062円となっております。これも地域別最賃を上回っているというような実態です。

6点目では、2020年から実施された同一賃金の実施に向けた法整備で、派遣労働者について、厚生労働省が職種別、勤続年数別の賃金テーブルを示しております。令和5年の同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額では、生産用機械器具製造業に関連する職種を見ると記載の通り1,150円を上回っているというような実態がありまして、これも千葉県最低賃金984円を大きく上回っているという実態にあります。

こうした実態にありますので、ぜひ一般機械器具製造業の特定最低の必要性についてご理解いただきたいと思っております。以上です。

(委員長)

ただ今説明いただいた内容について、お尋ねしたいことがある方は発言をお願いいたします。

《ありません。旨の声》

(委員長)

よろしいですか、それでは、一般機械器具製造業の陳述は以上となります。

ありがとうございました。

続きまして、精密機械器具製造業の陳述です。

(JAM 東京千葉)

精密機械器具製造業の必要性審議における意見について申し上げたいと思っております。

特定最低の申出労働者は、当該産業に働く労働者の観点からあるべき水準確保による魅力的産業の育成と発展に向けて申出をしております。また、労働組合がある当該産業労使の自主的賃金交渉結果を未組織の産業労働者に補完し反映させて公正な賃金決定をするとともに、産業企業間の賃金コスト・ダンピング競争を防止して、事業の公正競争に資することを目的に申出をしております。地域別最低賃金より少しでも高い最低規制を設けることを前提に、労働者にとって

は仕事・業種に見合った賃金、経営者にとっては賃金コストの企業間格差是正、ダンピング競争防止に向けて金額改正の議論をすべきではないかということをおよそ3割以上の労働者が申出ているということをご尊重いただきたいと思います。

1点目、令和4年の賃金構造基本統計調査結果を示しております。千葉県内の業務用機械器具製造業の賃金水準は最も低位な時間額は10人から99人規模の女性、65歳から69歳で1,199円となっております。その他の製造業で100人から999人規模の女性、45歳から49歳で1,012円となっており、千葉県の最低賃金984円を上回っているといった実態にあります。このようなところは、お読み取りいただければと思います。

2点目は、先日労働局からお配りいただいた資料の2023年最低賃金に関する基礎調査です。千葉県労働局によると精密機械器具製造業関係労働者の時間当たり平均が1,643円となっております。984円未満の人もいますが、最低賃金額を下回っているため、こちらを省くとこのような実態にあるということです。

3点目、派遣労働法につきましては派遣労働者の公正な待遇を確保するために、派遣先に雇用される労働者との均等均衡待遇の確保を求めています。令和5年の同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額に千葉県指数を乗じた額で精密機械器具製造業に関連する職種を見ると1,050円を超える額となっております。千葉県の最低賃金984円を上回る実態にあるということでございます。ご審議の程よろしく願います。

(委員長)

ただ今説明いただいた内容について、お尋ねしたいことがある方は発言をお願いいたします。

《ありません。旨の声》

(委員長)

よろしいですか、それでは、精密機械器具製造業の陳述は以上となります。ありがとうございました。
続きまして、各種商品小売業、百貨店・総合スーパーの陳述です。

(UAゼンセン)

よろしく願います。
お手元の資料をご覧くださいながら行います。
1つ目として、千葉県内の小売業の賃金水準の実態についてになります。

令和2年の賃金構造基本統計調査の結果によりますと、千葉県内の卸売・小売業の賃金水準は以下の表のとおりとなっております。見ていただいておりますのとおり、企業規模10名から99名の女性の平均時給が1,009円でありまして、各種商品小売業特定最賃848円を大きく上回っているという実態がございます。続いて、下の表になります。こちらのグラフは、平成29年度の就業構造基本調査の中の産業別の非正規労働者の割合及び数という実態になります。千葉県内の非正規労働者の数としては、卸売・小売業の数が他の業種に比べて大きく上回っているというのはお分かりだと思いますが、それでも卸売・小売業の中では人材不足の問題が企業の大きな課題となっております。先ほど申し上げましたとおり、平均賃金は各産業計を大きく下回っているという実態もでございます。そもそも、特定最低賃金は、産業全体の継続的な持続的な成長に貢献している、さらには、産業全体の魅力を高め、さらに価値も高めて優秀な人材の確保につながるものでございます。

3点目、平成29年に実施されております、就業構造基本調査の千葉県版の結果によりますと、過去5年間の千葉県内におけます卸売・小売業の転職就業者の転入・転出の差においては、転出が超過となっている実態がございます。人材不足が社会問題になっている中で、今後もこのように人材の流出が加速すれば、人材不足から例えば店舗運営の不能の事態を招き、営業時間の短縮だとか、臨時休業というような事態も招きます。千葉県民が社会生活を営むのに不可欠な社会インフラ、生活インフラそして食品インフラの役目すら担えないばかりか、私たちを含む消費者にとっても大きな影響を及ぼすこととなります。

また、百貨店、総合スーパーの新設の申し出の中にも記載させていただいておりますが、千葉県内の百貨店、総合スーパーに従事しております労働者は15,908名いらっしゃいます。そのうち10,156名が総合スーパーに従事し、さらに労使による賃金協定によって最低時給が1,035円の提供を受けております。しかしながらこれだけの最低時給の提供を受けていながらも、やはり人材不足というものは大きな課題のままでございます。このままですと、他産業への人材流出だけではなく、近隣の他県、東京と埼玉近隣の都市への人材流出というものの危険にもさらされている状況でございます。労使協定によって最低賃金が上昇している実態からも、人材確保の底支えとして卸売・小売業の必要性の再検討、さらには百貨店、総合スーパーに特化した最低賃金の新設についてご検討をお願いしたいと思います。簡単ではございますが、以上となります。

(委員長)

ただ今説明いただいた内容について、お尋ねしたいことがある方は発言をお願いします。

《ありません。旨の声》

(委員長)

よろしいですか、それでは、各種商品小売業、百貨店、総合スーパーの陳述は以上となります。

ありがとうございました。

次に議題(2)の特定最低賃金の決定及び改正決定の必要性についてに入ります。事務局は、労働協約の最下限額について報告をお願いします。

(賃金指導官)

労働協約の最下限額について報告いたします。資料2の(a)労働協約等の賃金の最低額にお示ししておりますとおり、まず改正決定の申出でございますが、調味料製造業 990 円、鉄鋼業 1,099 円、一般機械器具製造業関係 1,030 円、電気機械器具製造業関係、1,096 円、精密機械器具製造業関係は協約額はございません、各種商品小売業 1,035 円、自動車(新車)小売業は、1,077 円になります。新設の百貨店・総合スーパーの最下限額は 1,035 円になります。以上でございます。

(委員長)

まだ時間があるようなので、これから労使双方それぞれで打ち合わせを行っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(労働者側委員)

本日の特別小委員会については、労使とも委員の方が全ての業種に関わっているわけではないということから、先ほど当該産業からの意見陳述等を踏まえていただきまして、一旦、御検討いただいた上で、8月23日に開催します第2回の特別小委員会で改めて審議をお願いしたいと考えております。

(委員長)

使用者側は、これについてご意見はいかがでしょうか。

(使用者側委員)

労働者側委員のお話、趣旨は理解いたしましたので、今日の意見陳述を踏まえて持ち帰り検討しまして、23日の当委員会での結論をとということで結構でございます。

(委員長)

わかりました。そうしますと本日は審議せずに8月23日の2回目の特別小委員会で審議するということよろしいでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

(委員長)

わかりました。本日の主要議題は、以上となりますが、最後にご質問やご発言されることがありましたらお願いします。

《ありません。旨の声》

(委員長)

よろしいでしょうか、事務局から、ほかに説明することはありますか。

(賃金室長)

ありません。

(委員長)

それでは、次回の第2回特別小委員会は、8月23日午前9時30分から、本日より同じく千葉労働局1階共用会議室で開催します。

今回は、引き続き、7業種の改正決定の必要性及び1業種の新設決定の必要性について審議を行いますので、よろしくお願いします。

では、以上をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。